

平成25年第4回八雲町議会定例会会議録（第2号）

平成25年12月13日

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 議案第 1 号 八雲町定住自立圏形成協定の議決に関する条例
- 日程第 4 議案第 2 号 八雲町職員の再任用に関する条例
- 日程第 5 議案第 3 号 八雲町暴力団排除条例
- 日程第 6 議案第 4 号 八雲町熊石福祉センター条例を廃止する条例
- 日程第 7 議案第 5 号 延滞金等の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 8 議案第 6 号 八雲町飲用水給水施設条例等の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7 号 八雲町火葬場条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 8 号 八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 9 号 八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第10号 八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第11号 八雲町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第12号 公有水面の埋立てに関し意見を述べることについて
- 日程第15 議案第13号 土地改良事業（災害復旧）の施行について
- 日程第16 議案第14号 平成25年度八雲町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第17 議案第15号 平成25年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第16号 平成25年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第17号 平成25年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第18号 平成25年度八雲町病院事業会計補正予算（第2号）
（補正予算審査特別委員会委員長報告）
- 日程第21 議案第19号 平成25年度八雲町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第22 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第23 発議第 1 号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書
- 日程第24 発議第 2 号 2014年度地方財政の確立を求める意見書
- 日程第25 発議第 3 号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書
- 日程第26 発議第 4 号 介護保険制度の後退・改悪に反対し、充実を求める意見書

- 日程第27 発議第5号 集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に関する意見書
- 日程第28 発議第6号 労働者派遣制度改悪をやめブラック企業根絶を求める意見書
- 日程第29 発議第7号 平成26年度畜産物価格決定等に関する要望意見書
- 日程第30 発議第8号 日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する要望意見書
- 日程第31 発議第9号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
- 日程第32 総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会の請願に係る閉会中の継続審査申出について
- 日程第33 総務経済常任委員会、文教厚生常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○出席議員（16名）

1番 佐藤智子君		2番 横田喜世志君
3番 安藤辰行君		4番 岡島敬君
5番 三澤公雄君		6番 掛村和男君
7番 田中裕君		8番 赤井睦美君
9番 牧野仁君		10番 大久保建一君
11番 宮本雅晴君	副議長	12番 千葉隆君
13番 岡田修明君		14番 黒島竹満君
15番 斎藤實君	議長	16番 能登谷正人君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	伊瀬司君
副町長	植杉俊克君	総務課長	山形広己君
兼地域振興課長		併選挙管理委員会事務局長	
企画振興課長	萬谷俊美君	情報政策室長	吉田邦夫君
兼行財政改革推進室長		兼新幹線推進室長	
財務課長	梶原雄次君	会計管理者	中野勝弘君
兼収納対策室長		兼会計課長	
住民生活課長	輪島光昭君	保健福祉課長	前小屋忠信君
農林課長	佐藤隆雄君	水産課長	横山隆久君
併農業委員会事務局長			
商工観光労政課参事	藤牧直人君	建設課長	河田實君
公園緑地推進室長	半谷広志君	環境水道課長	九十田亨君
落部支所長	柴田幸一君	教育長	瀧澤誠君
教育委員長	都築享子君	学校教育課長	荻本和男君
社会教育課長			
兼図書館長		体育課長	浅井敏彦君
郷土資料館長	城近真君		
町史編さん室長			
学校給食センター所長	井口啓吉君	学校教育課参事	西田浩人君
農業委員会会長	三輪聰君	選挙管理委員会委員長	長坂久君
監査委員	千田健悦君	監査委員	千田健悦君
総合病院事務長	齋藤真弘君	総合病院管理課長	山田耕三君
総合病院医事課長	五十川厚子君	総合病院建設企画課長	鈴木敏秋君
消防長	板木圭司君	八雲消防署長	大泉達雄君
八雲消防署管理課長	大渕聡君	八雲消防署消防課長	桜井功一君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

住民サービス課長	牧茂樹君	産業課長	山田勉君
		兼海洋深層水推進室長	
熊石教育事務所長	池田大蔵君	熊石消防署長	西田俊三君
熊石国保病院事務長	桂川芳信君		

○出席事務局職員

事務局長	中野修君	監査委員事務局次長	鈴木明美君
併監査委員事務局長		併事務局次長	
議事係長	戸田淳君		
併監査委員事務局主査			

[開議 午前10時00分]

◎ 開議宣告

○議長（能登谷正人君） 本日の出席議員は14名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 議会運営委員会委員長報告

○議長（能登谷正人君） 日程第1、議会運営委員会委員長報告。

本定例会の運営について、初日に議会運営委員会委員長から報告をしていただきましたが、議事進行等予定表に変更がありますので再度報告をしていただきます。

○13番（岡田修明君） 議長、岡田。

○議長（能登谷正人君） 岡田委員長。

○13番（岡田修明君） 議会運営委員会委員長としてご報告いたします。

本定例会の運営について、12月11日議会運営委員会を開催して協議を行い議事等進行予定を一部変更いたしました。変更後の議事等進行予定表につきましては、既に配付のとおりであります。

会期中に設置した補正予算審査特別委員会の審査が終了したことから、最終日に審議を予定しておりました議案等について本日、繰り上げて審議を行うことといたしました。

議員各位、町理事者に対しましては議事等進行予定の一部変更によりご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げ、報告等とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

◎ 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に三澤公雄君と千葉隆君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。

○事務局長（中野 修君） 報告いたします。

本日の会議に補正予算審査特別委員会に付託をした議案第18号、平成25年度八雲町病院事業会計補正予算第2号の審査報告書が提出されております。

また、町長より追加議案1件、人事案件1件、議員発議によります意見書案9件、総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会から請願に係る閉会中の継続審査申出書並びに総務経済常任委員会、文教厚生常任委員会及び議会運営委員会から閉会中の継続審査申出書が提出されております。

本日の会議に、黒島議員遅刻、掛村議員遅刻、以上2件の届け出がございます。
以上でございます。

◎ 日程第3 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第3、議案第1号、八雲町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） 議長、行財政改革推進室長。

○議長（能登谷正人君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） 議案第1号、八雲町定住自立圏形成協定の議決に関する条例につきまして提案説明を申し上げます。

議案書1ページになります。初めに、定住自立圏構想について概要をご説明申し上げます。定住自立圏構想につきましては、総務省が平成20年度より推進しているもので、少子高齢化が急速に進行する中で地方において安心して暮らせる地域を形成し、地方圏から都市圏への人口流出を食い止めるとともに、都市圏の住民にもそれぞれ生活環境、生活様式などに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出しようとするもので、人口が5万人程度以上など一定条件を満たす中心市と周辺市町村が1対1の定住自立圏形勢協定を締結し、連携、役割分担しながら生活機能を整備して圏域全体の活性化を図ることを目的とするものでございます。道内では小樽市を中心とする北後志定住自立圏をはじめ、8圏域で既に定住自立圏を形成しております。函館市を中心とする渡島檜山管内の18市町においては、昨年11月から協議を重ね、本年7月30日にドクターヘリ導入調査検討会においてドクターヘリの導入を柱とする連携について各市町の合意が得られたことから、具体的に手続を進めていくものでございます。連携項目につきましては推進要綱で生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化、の3つの分野別に具体的な取り組みを1つ以上規定することとなっております。中心市の函館においては、去る9月24日に中心市宣言を行っており、函館市を含む18市町が12月議会において協定の締結を議決事項とするために、定住自立圏形成協定の議決に関する条例をそれぞれ提案することとなっております。

本件は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき定住自立圏構想推進要綱に定める定住自立圏形成協定の締結もしくは変更、または同協定を廃止する旨の通告を議会の議決すべき事件とするために新たに条例を制定しようとするものでございます。また、附則としてこの条例は公布の日から施行するものであります。

なお、今後のスケジュールでございますが、来年3月の第1回定例会において協定締結についての議案を上程させていただき、議決をいただきましたら函館市と定住自立圏形勢協定を締結する予定となっております。

以上、議案第1号の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） この条例をなぜ上程してきたかというのは今の説明でわかりましたけれども、ドクターヘリを推進するためというのが中心課題のようですが、その他デメリットは何か挙げるとしたらありますでしょうか。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） 行革推進室長。

○議長（能登谷正人君） 行革推進室長。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） 今回の定住自立圏形成の協定に関しては、各町村がお互いに連携を深めて進めていこうということでございますので、デメリットということは現在のところ町村からは出てございません。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤君。

○1番（佐藤智子君） 議案第1号、八雲町定住自立圏形勢協定の議決に関する条例に反対する討論として発言いたします。

定住自立圏構想は、自治体を中心市と周辺市町村に分け、中心市宣言を今言われたような函館市と周辺市町村がそれぞれ議会の議決を経て協定を結ぶことを規定しております。定住自立圏形勢協定は、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて中心市宣言を行った中心市と周辺市町村が1対1で生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメントの強化の観点から、連携する取り組みについて関係市町村の議会の議決を経て定める協定となっております。協定の期間は連携を安定的に維持拡大していく観点から原則として定めのないものとされていますが、一方の市町村から議会の議決を経て、協定の廃止を求める旨の通告があった場合は一定期間、通常2年間とされていますが、その一定期間の経過後に廃止することができるとなっております。ドクターヘリに関してはこれは協定を結ぶ場合こちらから廃止を申し込むということはないと思いますが、しかし一度協定を結んだら中心市に権限も財源も重点配分がされる方向となっております、周辺市町村は依存度が高くなりその他の理由から協定を廃止するということは考えにくいこととなります。少子化高齢化と、人口減少、地方から大都市圏へ人口流出が続くもとで小さな自治体は衰退するという認識の定住自立圏構想には賛同できかねます。協定を結ぶにしても、道州制に近づくような協定は結ばないことを強く要求しこの条例には反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第4、議案第2号、八雲町職員の再任用に関する条例を議題といたします。

○総務課長（山形広己君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（山形広己君） 議案第2号、八雲町職員の再任用に関する条例についてご説明いたします。

条例の説明の前に、再任用制度の導入の経緯及び概要についてご説明したいと思います。概要説明書の4ページ、別紙1の再任用制度の概要をご覧くださいと思います。

まず、再任用制度の趣旨でございますが、ご存じのように、我が国は急速な高齢化が進む中で増え続ける社会保障給付費の負担増加を一定水準に抑える必要があることから、公的年金制度の支給開始年齢が引き上げられ、60歳代前半の5年間は雇用と年金の連携により生活を支えるべきと位置付けられているところであります。こうしたことから公的年金制度は、これまで60歳で支給されていたものが、平成6年の改正により基礎年金部分の支給開始年齢が3年毎に60歳から65歳へ1歳ずつ段階的に引き上げられました。また、さらに平成11年の改正では、給与比例部分も平成25年4月から平成37年3月にかけて3年ごとに1歳ずつ引き上げられ、昭和28年4月2日以降の生まれの人、つまり平成25年度の退職者からは61歳からでなければ給与比例部分も支給されない、いわゆる無年金期間が生じることになりました。こうした公的年金制度の改正を受け、公務員制度をはじめ民間部門でも高齢者の雇用に向けて法律が改正されてきました。国家公務員法及び地方公務員法は、平成11年に定年退職後に最長65歳まで再雇用することができる新再任用制度導入のための法改正が行われました。また、人事院では、公務員制度の改革議論の中で現行60歳の定年制の延長方針を示しておりますが、民間では、再雇用制度の導入が一般であることから現行の再任用制度を拡充し、再任用を希望する場合には原則採用することとする閣議決定が本年3月26日に出され、地方公務員についても閣議決定の趣旨を踏まえて速やかに実施するよう総務省から要請が来ております。民間におきましては、公的年金制度の改正に伴い様々な改正が行われており、平成24年8月、高齢者雇用安定法改正により定年制の延長、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止の3つを選択肢として再雇用が義務付けられました。

道内自治体の再任用条例制定状況は、全道179市町村のうち既に160市町村が再任用条

例を制定し、八雲町を含め条例未制定の市町村も本年度中に制定する予定となっており、渡島管内では、北斗市、七飯町、松前町、知内町が未制定であります。12月議会に提案すると聞いております。以上が、再任用制度をめぐる経過でございます。

次に、2の制度条例の概要であります。①の再任用することができる対象職員ですが、国家公務員に準じ定年退職者、現行制度で勤務延長後に退職した者、それから定年前に退職した者で25年以上勤続し退職日から5年を経過していない者でございます。②の任用期間ですが、現役職員と同様、フルタイムの勤務時間と、短時間勤務の雇用があります。③の任用方法は、再任用を希望する定年退職者等のうち、退職前の勤務実績や勤務意欲、健康状態等これまでの勤務に対する評価に基づき選考委員会を設置し選考することとしております。④の任用期間は1年間で、再任用職員としての勤務実績が良好である場合には更新することができます。⑤の任用年齢ですが、年金支給開始年齢に合わせ原則65歳まで雇用することができるものであります。⑥の職務の内容であります。退職前に得た知識や経験を生かすことができる職などとして、定年前の職員と同様の業務に従事することを基本とし、⑦の配属先は、職場の状況、職員の希望などを考慮し決定いたします。次に、⑧の勤務時間につきましては、再任用によって任用される職員は一般職同様、週38時間45分これをフルタイム職員と称しております。それから、次のページになりますが、短時間勤務職員につきましては、週15時間30分から31時間の範囲内としており、職務の内容、職員の配置などにより勤務形態が異なります。例として示しているものは、後ほどの条例改正の説明として参考までに記載しているものですが、上の表は、正規職員、現役職員の勤務時間ですけれども、フルタイム職員は原則同じ勤務になります。下の表は、短時間勤務職員として午前中の勤務を月曜日から金曜日までの5日間勤務した場合の例であり、この場合の勤務時間数は1週間で17時間30分となります。これはあくまでも1つの例として記載したものであるということをご理解いただきたいと思っております。次に、⑨の週休日から⑪の服務までは、原則、現行職員、正規職員と同様の制度となっております。⑫の給料につきましては、後ほどご説明いたしますが、短時間勤務職員の場合は、フルタイム職員の給料月額を基礎として勤務時間に比例した給与月額となります。⑬の諸手当ですが、①は支給する手当で、6ページの期末勤勉手当につきましては現役職員は現在年間3.95月分支給されておりますが、再任職員は2.1月分となります。②の支給されない手当として記載のとおりであります。⑭の共済関係は記載のとおりとなっております。

以上が、制度の概要であります。

それでは、議案書の2ページに戻っていただき、八雲町職員の再任用に関する条例及び附則に関連する条例改正がございますので、その内容についてご説明いたします。

第1条は、平成11年の地方公務員法の改正により、ただいまご説明しましたような経緯、あるいは制度の概要をもって職員の再任用制度を導入しようとするものであります。第2条は再任用することができるのは原則定年退職者であります。それに準ずるものとして、第1号では早期退職者で25年以上勤務した者が退職から5年を経験していない者。第2号

は第1号に該当するものとして再任用されたことがある者になります。第3条は、任期の更新であります。任期の更新は更新直前の勤務実績が良好であること。第2項は、更新する場合は予め職員の同意を得なければならないという規定でございます。第4条は、任期の末日であります。再任用の任期の更新を行う場合、任期の末日はその者が年齢65歳に達する日以後の最初の3月31日以前、要するに、最長65歳まで再任用出来るというものであります。附則として第1項は、この条例は平成26年4月1日から施行しようとするものであります。第2項は、地方公務員等共済組合法により特定警察職員等、町の場合は消防職員が該当いたしますが、この者につきましては、年金の支給開始年齢が一般職と異なり6年間の経過措置がありますので、第4条で定めております任期の末日を平成26年4月から平成28年3月31日までの定年退職者については63歳まで、平成28年4月1日から平成31年3月31日までは64歳までとする読替規定であります。

次のページになります。3とありますのは、附則第3項という意味ですけれども、附則第3項以降の条例改正は、条例を制定または改正する場合に関連する条例の改正を附則において改正することができることになってございます。この度の再任用条例の制定により、いくつかの条例改正が伴いますので附則で改正しようとするものであります。改正の内容は、アンダーラインを引いているところが改正となるものでございます。

まず、附則第3項の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正であります。懲戒処分の対象として再任用職員も該当することとなることから、改正後で地方公務員法第29条第2項の次に第3項を加えるものであり、地方公務員法で規定されているものを町の条例において追加しようとするものであります。

附則第4項の八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。この条例の改正は、短時間勤務職員に係る改正であります。中段の第2条第3項の改正は、短時間勤務の再任用に係る勤務時間の改正で、前段概要でご説明しましたように1週間当たり15時間30分から31時間の範囲内で任命権者が定めることとしております。次に第3条ですが、短時間勤務職員の週休日は、次の4ページの改正のとおり勤務形態により日曜日及び土曜日の他に月曜から金曜日までの5日間において週休日を設けることができるというものであります。次の第2項は、1日の勤務時間は8時間を超えない範囲内で勤務時間を定め、第4条第2項の週休日の割り振りですが、4週間で8日以上週休日を割り振るというものであります。5ページになりますが、第12条の年次有給休暇は、短時間勤務職員は20日を超えない範囲以内。第19条の改正は、非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規定であります。再任用短時間勤務職員を除くという規定を加える改正であります。

次に附則第5項、八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正であります。第4条の2から次のページの第4条の4まで新たに追加する規定であります。第4条の2は、常時勤務する職員の給料月額で、10ページ以降に給料表が記載しておりますが、再任用する職務の級に応じた額とするという規定であります。10ページをご覧くださいと思いますが、別表第1、行政職給料表。これは主に一般事務職に適用される給料表であります。再任用区分欄に再任用職員以外の職員とありますが、これは現役の職員の給料表です。再

任用職員は13ページの中ほどに再任用職員とありますが、1級で18万5,800円、2級で21万3,400円となっており、給料表としては6級までございます。次の別表第2、イの医療職給料表(2)は、看護師などに適用されるものですが、同じように17ページの再任用職員で1級は23万3,200円、2級は25万7,800円で5級までありますが、現在は級の独自削減をしておりますので、一般事務職も含め5.5%減額した額となります。6ページに戻っていただき、第4条の3は、短時間勤務の給料月額ですが、ただいまご説明しました給料月額に対し勤務時間数に応じた給料とする規定であり、例えば、1級の職員がフルタイムの4分の3の勤務となった場合には18万5,800円の4分の3、約13万9,000円となります。第4条の4は、育児休業法の規定により短時間勤務の承認を受けた職員の給料月額ですが、再任用と同様に、勤務時間数に応じた給料月額とする規定であります。次に第11条の通勤手当であります。短時間勤務職員の場合はその勤務日数に応じて支給するものであります。7ページの第12条の時間外勤務手当であります。この改正も短時間勤務職員に該当するものであります。中段より下の第2項の改正は、先ほどの概要説明の資料5ページをご覧くださいと思います。5ページの上段に勤務時間の表がありますが、一般事務職の正規の勤務時間は午前8時半から午後5時15分までとなっており、1日の勤務時間は7時間45分になります。通常その勤務時間を超えた場合は例示した表にありますとおり、午後5時15分以降の勤務については割増した時間外勤務手当が支給されますが、短時間勤務職員の場合、例えば午前8時半から正午までの勤務が割り振られた場合、その者が午後から時間外勤務をした場合、正規の職員の勤務時間である午後5時15分までは時間外勤務手当の割増しの対象とならず、100分の100の支給ということになります。議案書7ページに戻っていただきたいと思います。第2項の改正は、そのような意味でございます。下段の第3項、次のページ第4項、第5項の改正は、第2項が追加されたことによる改正で、第6項の改正は、先ほどの時間外の改正と同じような趣旨ですが、正規の職員の場合、1か月の勤務時間が60時間を超えた場合、60時間を超えた分については100分の150ないし100分の75の割増しとなりますが、先ほどのご説明の割増しの対象とならない時間外勤務が60時間を超えても割増しの対象とならず、100分の100とする規定であります。次に第16条と第17条の期末手当及び勤勉手当ですが、読替え規定でわかりづらいと思いますが、先ほどの概要書5ページ、6ページの(13)の諸手当で記載しておりますとおり、正規職員、現役職員は期末勤勉手当合算で年間3.95月支給されておりますが、再任職員は2.1月分の支給とする内容の改正であります。9ページの第23条は、本条例で規定されている者のうち概要書でご説明しました扶養手当などの手当支給は再任用職員に適用されないという条項を規定したものであります。次に、別表の改正であります。10ページの別表第1は行政職給料表ですが、再任用制度の導入により表の左側に職員の区分欄がありますが、再任用職員以外の職員、これは現役職員に適用される給料表。13ページの中段の最後に再任用職員とありますが、再任用制度により追加されるものであり、1級から6級までは、国家公務員に準じた額となっております。別表第2は医療職給料表で、看護師などに適用される給料表ですが、これも17ページに記載のとおり、

再任用職員の給与表を追加する改正であります。次に、附則第6項の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正であります。病院事業などに適用される企業職員の給与の種類及び基準は、地方公営企業法の規定により条例で定めることとなっており普通会計職員などとは別に、本条例で定めておりますが、条例の内容は、普通会計職員に準ずる規定となっており再任用制度の導入に伴い一部改正が必要となるものがございますので、第2条に再任用職員の給料の規定、18ページの第12条の2で再任用職員についての適用除外の規定を追加するものであります。

以上、少し長くなりましたが議案第2号のご説明を終わらせていただきますのでよろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入りますが、議事の進行上総括的な質疑に留められるよう特にお願をいたします。

質疑ございませんか。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13番（岡田修明君） 総括的などという部分でお話ありましたので。

再任用のこれからの部分として取れる上限とか、そういうものというのはあるのかなというふうに思うんですけども、なんでこんなことを聞くかということ、交付税算定はどういうふうになるんですか。職員の増えた部分の交付税算定というのは変わるんでしょうか。この再任用を設けたことによって、総括的に今の地方自治体の部分の枠の中でのものだけになるんでしょうか。裏打ちのお金があるのかどうなのかちょっとお伺いしたいと思いません。

○財務課長（梶原雄次君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（梶原雄次君） 再任用に係るといいますか、職員給の交付税に及ぼす影響でありますけれども、ご存知のとおり交付税は10万都市を基本として算定をされております。それを人口等によって様々な補正をかけて交付税算定されるわけですが、基本的なその10万人の都市規模の中に一定数の職員数が既にカウントされておりますので、例えば一自治体の職員数が上下したことによっての交付税が変わることはございません。ただ、今年総務省が示しました職員の件数がどうだとかという部分、要は国にならえとかという部分が今年算定の基礎になっておりますので、そういうものが出てきた場合についてはフルタイムの職員については職員数にカウントされるということですので、そういう場合があった場合は影響するかもしれませんが、通常の交付税の算定においては影響はないというふうに思います。

○議長（能登谷正人君） はい。他にございませんか。

○5番（三澤公雄君） はい、議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 町長にお伺いたします。

希望者がいた場合、その方と例えば八雲高校卒業生だとか、八雲高校を卒業しその上級の部分、大学進学をし優秀な成績を収めた若者が就職を希望してきた場合と、どちらを優先しますか。

再任用を希望する職員がいた、いる背景があったとして、その方と八雲高校卒業した若者と、いわゆるどちらを優先的に採用をする意向ですか。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 大変難しい質問ですけども、その時その時によって判断していきたいと考えています。どっちを優先するかというよりはその時に必要な人材を雇用することになると考えています。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

◎ 議案付託の議決

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第2号、八雲町職員の再任用に関する条例は慎重審議の必要があると認められるので、総務経済常任委員会に付託し併せて閉会中の継続審査とすることにしたと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第5、議案第3号、八雲町暴力団排除条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（山形広己君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（山形広己君） 議案第3号、八雲町暴力団排除条例についてご説明いたします。

議案書19ページになります。最初に、条例制定の経緯についてご説明いたします。国では、平成4年3月に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律を制定し、警察による暴力団の取り締まりを強化してきました。それによる一定の成果も上がっていますが今なお暴力団は、勢力を維持しています。暴力団の資金獲得活動は、従来の恐喝、覚せい剤の密売などの違法行為から、経済社会の変化に伴い最近では、組織実態を隠ぺいし、企業や行政機関に不当な要求を行ったり、企業活動に偽装して、建設業や金融業等あらゆる経済基盤への進出を図り、資金獲得活動を行っているのが実態のようであり、これら反

社会的勢力である暴力団は、暴力行為や暴力を背景とした活動によって資金の獲得を図るものであり、市民生活や社会経済活動へ不当に介入し、市民の平穏な生活を脅かし、健全な経済活動に悪影響を及ぼしている状況にあります。こうした情勢を踏まえ平成 22 年 4 月に福岡県で初めて暴力団廃止条例が制定され北海道でも平成 23 年 4 月に制定、現在では、すべての都道府県で条例が制定されております。道内の市町村でも約 4 分の 3 に当たる 137 で既に条例制定をしており、今年度内にはほとんどの市町村で条例制定される予定となっております。このため、八雲町においても暴力団による不当な影響を地域社会全体で排除し町民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済の健全な発展に寄与することを目的としてこのたび制定しようとするものであります。

それでは、条例の内容につきましてご説明させていただきます。第 1 条の目的ですが、ただいまご説明した内容の趣旨でございます。第 2 条は用語の定義で、暴力団員等の説明をしております。第 3 条は基本理念で、暴力団が町民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で暴力団を利用しないことなどを規定し、町、町民、関係機関などとの相互の連携、協力により排除していくことを謳っております。第 4 条は町の責務で、北海道や北海道警察などと協力連携し、暴力団排除の取り組みを支援、または情報の提供を行うこととしております。20 ページの第 5 条は町民、事業者の役割についてであり、この条例の基本理念に則り町民町内の事業所においても暴力団との関係を持たないようまた、暴力団に対する情報を得た時には町や警察などに情報を提供することを規定しております。第 6 条は町の事務事業に対する措置ですが、既に町の条例などにおいて暴力団排除の規定をしているものがありますが、この条例において改めて町が発注する建設工事や物品の購入などにおいても入札に参加させない、あるいは第 2 項において受注した事業者に対し下請業者にも排除をするよう求めること。第 3 項では、暴力団から不当な介入を受けた場合には町及び警察に通報するなどの協力を求めるとともに、第 4 項では、協力を怠った場合には入札に参加させないなどの処置を行うこととしております。第 7 条は、暴力団活動に利用されると認められる時は公共施設を利用させないこととする規定であります。第 8 条は、町民等が暴力団に対する提訴または排除の取り組みを行う場合には町が知り得ている情報を提供するとともに、第 2 項では、安全に活動ができるよう警察の支援を受けられるよう、町は配慮することを規定しております。21 ページの第 9 条は青少年に対する教育についての規定ですが、中学校などにおいて暴力団に加入したり犯罪行為に巻き込まれないような教育を進めていくことを規定しています。第 10 条は、暴力団排除のための啓発活動。第 11 条は、暴力団を利用しないこと。第 12 条は、暴力団に対し金品等の利益を供与しないことを定めております。附則として、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第 3 号のご説明を終わらせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

○5 番（三澤公雄君） はい。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 2条の（1）の暴力団の規定されている暴力団というものが、町民皆さんに知っているのかどうかは定かでないと思うんですね。この規定されている暴力団にだけ適用される法律だというふうに解釈するんですが、そうなるこの規定されている暴力団というものの名称等をしっかり知らせないと効果を発揮しない法律なのかなと思うんですが、その辺はどのように扱うのでしょうか。

○総務課長（山形広己君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（山形広己君） これは書いておりますとおり、暴力団の不当な行為の防止等に関する法律でこの第2条第2号というのは集团的または常習的に暴力行為、不法行為を行うものという規定になってございます。今のは町民には誰が暴力団かなんていうことはちょっと知らせることはできませんので、あくまでも抽象的にその暴力団を利用しないだとか、そういうような扱いにしかやっぴりならないのかなと思います。ただ、道内にも指定暴力団とかそういったものもあります。なかなか第2条第1号、2号に該当するような「こういうのですよ」ということはやっぴりなかなか説明しづらいといえますか、はっきり町民に知らせることはできませんが、こういう条例ができましたと。暴力団を利用しないようにしましょうと。何かあったら町ないし警察に速やかに通報しましょうと、いうようなことで知らせるしかないのかなというふうに思っています。

○5番（三澤公雄君） わかりました。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第6、議案第4号、八雲町熊石福祉センター条例を廃止する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民サービス課長（牧 茂樹君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（牧 茂樹君） 議案第4号、八雲町熊石福祉センター条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

議案書22ページをご覧いただきたいと思います。八雲町熊石福祉センターについては、老朽化等により使用に支障をきたしていることから、生涯学習機能を包含した施設として改築を計画しているところでございます。建設場所としましては、現在の施設を今年度中に取り壊し、その跡地に建設することとしていることから、管理条例であります八雲町熊石福祉センター条例を廃止するものであります。附則といたしまして、この条例は平成25年12月20日から施行しようとするもので、この期日は、取り壊しにかかる入札執行日としてございます。議案第4号、八雲町熊石福祉センター条例を廃止する条例、八雲町熊石福祉センター条例は廃止する。附則、この条例は平成25年12月20日から施行する。

以上、簡単でありますけれども、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（能登谷正人君） これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第7、議案第5号、延滞金などの割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（輪島光昭君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（輪島光昭君） 議案第5号、延滞金等の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例につきましてご説明申し上げます。

概要説明の7ページから8ページの別紙2をご覧ください。本件は地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、この改正の中で延滞金の割合等について見

直しが行われたことからこれに準じ関係する条例の延滞金等の割合について改正しようとするものであります。また、延滞金の減免規定につきましては介護保険条例で定めがなかったことから関係する各条例と同様の規定の整理を行うものでございます。

議案書に戻りまして、議案書 23 ページをご覧ください。第 1 条は、八雲町後期高齢者医療に関する条例の一部改正で、条例附則第 3 条の延滞金の割合の特例について納税環境の整備のため国税の見直しに合わせて行われた地方税法の改正に伴い、延滞金の割合の特例について改正しようとするものでございます。具体的には貸出約定平均金利が 1 % と仮定しますと、現行 14.6% の延滞金が改正後は 9.3% となります。また、納期限後 1 カ月以内は現行 7.3% が改正後は 3.0% となるものであります。第 2 条は、八雲町介護保険条例の一部改正で、条例第 8 条第 1 項に、延滞金の算定となる基礎額と延滞金の額の端数処理の規定、納期限後 1 カ月以内の利率を加え、第 3 項として延滞金の減免規定を設けようとするものであります。また、附則第 6 条は、延滞金の割合の特例を地方税法の改正に準じ、規定を設けるものでございます。議案書 25 ページの第 3 条は河川法の規定を準用する河川の流水占用料等に関する条例の一部改正で、附則第 4 条に、延滞金の割合の特例規定を設けるものであり、第 4 条は八雲町公共下水道事業受益者負担金等に関する条例の一部改正で、条例附則第 7 条に延滞金の割合の特例規定を設けるもので内容につきましては、それぞれ前段ご説明申し上げました内容とほぼ同様でありますので、説明は省略させていただきます。附則といたしまして、この条例は平成 26 年 1 月 1 日から施行することとし、各条例の改正後の延滞金の割合の特例については平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日以前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるとする経過措置規定を設けるものであります。

以上、大変簡単ではございますが議案第 5 号、延滞金等の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 8 議案第 6 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 8、議案第 6 号、八雲町飲用水給水施設条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（九十田亨君） 環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（九十田亨君） 議案第 6 号、八雲町飲用水給水施設条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書 27 ページをお開きください。この度の改正は、水道事業並びに下水道事業等の安定した運営を図る目的で料金等の改定を行うとともに、下水道使用料等の延滞金について町税その他税外収入金の延滞金の割合に準じて見直しをするため関係する既設条例の一部を改定しようとするものであります。第 1 条から第 4 条の条例改正は、第 4 条八雲町給水条例と関連がありますので最初に第 4 条からご説明させていただきます。議案書 29 ページであります。第 4 条は、八雲町給水条例の一部改正で、八雲町の上水道並びに簡易水道料金は平成 17 年 10 月の旧八雲町と旧熊石町との合併に伴い、平成 18 年 4 月より現在の統一料金とさせていただきます。以後、経費の節減や各種の見直しを行いながら現在の料金体系を維持し、水道水の安定供給に努めてきたところでございますが、各種施設の老朽化による更新経費の増加や人口減少による料金収入の減少等により今後は厳しい財政事情となっていくことが見込まれることから、引き続き安心して安全な水道水を安定供給するため料金の改定を行うものであります。改定内容は、29 ページ上段にありますとおり別表第 1 の左側現行の下線部に対して右側改正後の下線部のとおりであります。表左側、用途の一般量水器口径 13 ミリ、20 ミリ、25 ミリの基本水量を口径 13 ミリは、現行 8 トンを 6 トんに、口径 20 ミリと 25 ミリは現行 20 トンを 15 トンに変更し、基本料金は口径 13 ミリについては 1,200 円の据え置き、20 ミリは 2,800 円を 2,500 円、25 ミリは 3,400 円を 2,900 円、量水器口径 30 ミリ以上は基本水量の変更は行わず、基本料金の変更で口径 30 ミリは 4,800 円を 5,700 円、口径 40 ミリは 6,500 円を 7,800 円に、口径 50 ミリ以上は 7,000 円を 8,400 円に、浴場用は 1 万円を 1 万 2,000 円に、農業工業用は 1 万 5,000 円を 1 万 8,000 円に、臨時用は 5,000 円を 6,000 円とし、表右側の超過料金につきましては一般用から臨時用まで一律 10%アップの改定とするものでございます。続きまして、議案書 27 ページ上段をご覧ください。第 1 条は、八雲町飲用水給水施設条例の一部改正で当該飲用水給水施設は、上水道及び簡易水道区域外の花浦地区に引用に適した水を供給する水道として平成 16 年度に整備され、水道の利用料金につきましては町の水道料金に準じていることから、この度の水道料金の改定に合わせて利用料金の改定を行うものであります。改定内容につきましては第 4 条で説明の、八雲町給水条例と同様でありますので省略させていただきます。同じく、27 ページ下段をご覧ください。第 2 条は八雲町公共下水道条例の一部改正で、八雲町の公共下水道の下水処理施設につきましては八雲地域は平成 8 年 3 月、熊石地域は平成 13 年 3 月にそれぞれ供用を開始しており、一部の施設につきましては既に耐用年数が来

ているものもあることから現在は部品交換等による部分的な修繕を毎年行っている状況ですが、今後は、部分修繕だけではなく大規模修繕による改築が必要となってくることや、施設の運転に要する燃料費等の増加が予想されることから下水処理施設の安定した運転を図り、衛生的な生活環境を保ち続けるために料金の改定を行うものであります。改定の内容ですが、公共下水道の使用料は水道料金のように口径別の料金体系はとっておりませんが、別表第1のとおりの水道料金体系でいう一般用の量水器口径13ミリと、浴場用の二通りの区分を使い使用料としてることから、この度の水道料金の改定に合わせて現行の一般用の基本水量を8トンに6トンに、基本料金の1,200円は据え置きにし、浴場用は、基本水量100トンはそのままで基本料金の2,400円を2,800円とし、それぞれの超過料金につきましては水道料金の超過料金同様の10%アップとするものです。また、議案書28ページ上段であります。下水道使用料等の延滞金について地方税法の改正により、延滞金の割合の特例が見直され町税その他税外収入金の延滞金の割合についても平成26年1月1日から引き下げられることから、下水道使用料等の延滞金の特例措置にかかる割合についても同様に規定するため、附則第5項に延滞金の特例を追加するものであります。規定する内容は、延滞金の額は原則として年14.6%。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までは年7.3%で計算した額であります。特例では、原則年14.6%または特例基準割合に7.3%を加算した割合のうち低い方の割合を適用し、納期限の翌日から1か月を経過する日までの年7.3%を年7.3%または特例基準割合に年1%を加算した割合のうち低い方の割合を適用するものというものです。次に28ページ下段をご覧ください。第3条は八雲町集落排水施設条例の一部改正で、当該施設は八雲地域の落部地区の生活脱排水を処理するため平成10年度より供用を開始していますが、既に15年が経過していることから、公共下水道施設同様、毎年修繕費を計上し、施設の延命化を図るところです。今後は施設の老朽化に伴う大規模な改築が必要となってくることや、運転経費の増加が見込まれることから施設の安定的運転の確保を図るため使用料の改定を行うものです。改定内容は第2条で説明の八雲町公共下水道条例の使用料と同様の内容となっておりますので、省略させていただきます。以上が各条の説明であります。次に附則ですが、この条例は平成26年4月1日から施行することとし、第2条の延滞金の割合の特例につきましては平成26年1月1日から施行するものであります。また、経過措置として第1条から第4条の改正後の規定は、平成26年5月分以降のものとして徴収する料金や使用料について適用し、同年4月分までのものとして徴収する料金や使用料についてはなお従前の例によるものと、第2条の附則第5項の規定は延滞金のうち平成26年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについてはなお従前の例によるものとするものです。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 水道水の安定供給のためという理由は十二分にわかりますが、料金表を見たときに疑問がありますので質問いたします。現行を見ますと、浴場用が100立方で1万円となっています。その下段の農業工業用は同じ100立方で1万5,000円と。この5,000円の差というものは、どういう基準、もしくは考え方を持っていてやっているのか。お聞きいたします。というのは、そのまた上段の一般用の一番大きい口径で50立方の基本料金を倍にしますと1万4,000円。それから比べると浴場用は4,000円割安になっていると。単純なこの数字の比較ですよ。なのに、農業工業用は逆に1,000円割高になっていると。こういうような考え方を持っても、この5,000円の根拠は何なのかなと非常に興味を持つんですね。これが今度改正後には、この差が逆に開いていく。一律20%上げていくことによって。浴場用と工業用の差が6,000円に開きます。また、先ほど試算、試しに計算しました一般用の最大口径の基本料金を倍にした数字で比べましても1万6,800円。農業工業用はさらに割高な数字になっていくと。この辺の意味は根拠は何なんでしょうか。

○環境水道課長（九十田亨君） 環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（九十田亨君） 三澤議員のご質問でありますけれども、料金体系の上げ幅等だと思っておりますけれども、これにつきましては当初は事務事業の見直しなどで全体的な水道料金の底上げを図るという観点から、どの体系においても20%アップということで検討を開始したところでございますけれども、その後の住民説明会等などでいろいろな対策、例えば節水などのご意見が多数寄せられたということから、今回の料金の改定につきましては時代の流れ、節水に対する時代の流れには逆らえないという部分もありまして、一般家庭が多く使うであろう13ミリから25ミリの部分の料金につきましては節水対応とさせていただきます。その他につきましては、いろいろと課題等がありますけれども、当初どおり20%アップという考えで今回改定させていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 今の答弁では納得できませんね。指摘した部分の根拠が全然明確にされてませんし。節水対策で今回時間をかけて料金体系組んでいった過程は十分知っているつもりでございますが、一方でこの浴場用もまたは農業工業用も生産活動において必要だという方がいらっしゃるんで使っているはずなんです。そちらの方のこの私が指摘した根拠が明確にされないとなぜなのかなと。さらに加えますと浴場用は水は欠かせません。だけどその水に加温するだけでそれが商売になるんですね。失礼な言い方かもしれませんが。一方農業工業用は、その水は多分生産物を作るに当たって必要だけでも、コストの一部ですよ。なのに、その他のいろんな生産過程でコストがかかるものの一部ですが、割高な水が使わなきゃいけない。割高というのはその浴場用、同じ産業だと産業という分類で考えた場合にです。また一般家庭で、先ほど指摘したように最高の金額のものを倍掛

けしてもさらに割高な農業工業用だと。私の関係する業界の方ではですね、遊楽部川の河床の低下が進み、井戸水が枯れていく件数が増えてきていると聞いてます。酪農の分野で水は欠かせない部分があるんですが、そちらの方の利用がこれからも増えるかもしれない。また、いろいろな工業部分だって水は欠かせない部分があると思いますから、これもこの町長のいろんな政策が産業振興も大事だという中で、そこへの目配りが足りないんじゃないかと。繰り返しますがこの 5,000 円の根拠、単純なことを僕聞いているつもりなんですけども、根拠がないのであれば、4 月分から徴収するというような後段書いてますので、まだお時間がございますので、そここのところまで、しっかりとこの疑問を解消できる根拠のある数字をもう一回作っていただくだとかしないと、この値上げはちょっと根拠は希薄になるんじゃないかなと思います。さらに答弁を求めます。

○環境水道課長（九十田亨君） 環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（九十田亨君） 根拠をとということでございますけども、当時、浴場用と農業工業用の差の開きが大きいのではないかとということで、その根拠はどこにあるのかということだと思いますけども、当時の浴場施設というか、八雲町の公衆用浴場につきましてはなかなか厳しい財政事情、今もちろんのことでございますけども、そういう事情から、浴場用の方の対策として幾分割安という料金体系としたという状況の背景があるのではないかという思いがあります。農業工業用につきましては、他の自治体等の料金体系を参考にさせていただきながらそういう料金体系にとっていったものと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○5 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5 番（三澤公雄君） まだ納得できませんね、その答えではね。当時ですよ。当時、八雲の町営住宅もお風呂なしで作ってる時代からのものだと考えれば、お風呂は欠かせないから割安な水道料金でいこうというふうには想像できます。なるほどと思います。しかし今回改正するんですよ。久しぶりにというか、必要だからお願いしますと。その時に、今言った浴場用や農業工業用の部分の今理由当てはまりますか。今浴場として経営されている方には、別な助成方法で助成してますよ。経営に関して。また、浴場用ってそこだけじゃなく、町内の温泉施設の方の洗浄用とかに使ってる部分にもこれが使われてるかもしれないけども、私先ほど指摘したように、農業工業用もこれから自分のところで井戸水を使ってた人たちが使えなくなっていく可能性もあると。工業の部分でも八雲の母なる川ユーラップの現状がこうなれば、町内においても井戸水が枯れていく現状はあると思いますので、そういった問題、今指摘したわけです。その時に、一般用との差に対して、明確な根拠がない値上げは、僕はすべきではない。もうちょっと丁寧にその辺のことにもしっかり答えられる料金体系を示していただけないのかということ再度お伺いいたします。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩します。再開は 11 時 30 分からにします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時32分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き開会いたします。

○環境水道課長（九十田亨君） 環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（九十田亨君） 大変申し訳ありません。先ほどの三澤議員のご質問の、一般用に対して農業用工業用が割高ではないのかというご質問の根拠についてでございますけれども、例えば農家さんが20ミリまたは25ミリを使用していた場合、おおよそ90トンを超えたところで逆転、料金1万円とか1万5,000円と逆転してしまうという形になりますので、このことから、これら大量に使われることを想定して100トンを基本水量として考えているものでございます。しかしながら、現在の料金体系につきましては、三澤議員ご指摘のとおり現在の体系が作られた時代と、現在では用途等の使い勝手が変わってきているということも思われますので、今後においては十分調査解析等を重ねまして、今後の参考にさせていただきたいと思っておりますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

○議長（能登谷正人君） 了解ですか。はい。

他にございませんか。

○6番（掛村和男君） はい。

○議長（能登谷正人君） 掛村さん。

○6番（掛村和男君） 今、水道の一部改正についての部分で、もう少し広い視野というか抜本的な考え方をちょっと町長にお聞きしたいと思っております。昨日文厚でも不正業者の話も出てたようですけれども、一般町民にしては、水道料金サービスですね。それから健康保険税等々、そういうものの値上げがかなり響いてきております。将来にわたっては企業会計はなんとか黒字ということで目指すものと思っておりますけれども、思っておりますけれども、この今行っている総合病院、他の大きな事業との比較をして、生活者自体よりのもう少し配慮が出来ないかなど。そして将来的には今値上げ分の形になっていきますけれどもこれを元に戻すとか、というような考えは政策として持っていないのかどうかその辺をお伺いしたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 掛村議員の質問にお答えいたしますけれども、心情的には大変理解はいたします。今回の議案は水道料金の値上げに関するということでありまして、これからは時代背景だとか水道会計が下がっていく状態だとか、いろんな財政を見ながらそれは考えられると思っておりますので、その辺でご理解をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○6番（掛村和男君） わかりました。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 先ほどの三澤さんの質問やら掛村さんの質問にも含まれる部分もありますが、再度聞きたいと思います。先ほど13ミリ、20ミリ、25ミリの節水をしている方に対して配慮したというお話がありました。が、8トンで1,200円だったものが6トンで1,200円。これが配慮と言えるかどうかというのが私には疑問です。全体で約2割の割り付けみたいなもんですよ。この値上げの案は。以前、文厚にも出されてましたが、その節水、要は8トンに満たない人をどう料金に反映させるかという話も出てたと思いますが、その部分でいけば例えば6トンではなく、4トンだとかで安い金額、8トンまでに対してのもう少し細かい料金体系だとか、その人に合った料金体系、もっと細かくすべきだと私は思っていました。でも、この料金体系、改正後の料金体系にしたいと。値上げをしなきゃいけないのはわかりますけれども、もう少しその使用する側というか、サービスを受ける側にももう少し細かい配慮が必要だと私は思いますが、その辺はどうでしょう。

○環境水道課長（九十田亨君） 環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（九十田亨君） 節水の対応策として今回基本水量を8トンから6トンに下げさせていただいたという、改定をさせていただくということで提案をさせていただいておりますけれども、この基本的な考えは、現在統計的に見ますと、現在八雲町内で6トン未満以内で使われている方々がおおよそ3割ほどいらっしゃいます。そういう努力をされている方もいらっしゃるのかなと思いますので、6トンをとというそういう基準をもって今回改正させていただきました。そして料金体系をもっと細かくすべきではないのかという部分につきましては、先ほども申し上げたとおりご指摘のとおり体系的になかなか課題があるということは今回の件で認識できましたので、これからの参考にさせていただきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） これからの改正に反映させたいと先ほどの掛村さんの答弁でもそう言っていましたけれども、これは4月1日から施行と先ほどの三澤さんのことにも言っていました。そこまでまだ時間があるんじゃないかと三澤さんが言っておりました。その部分では少しそのそういうことがあるのであればまだ3月ありますので、それまでに再度考えていただくということはできませんか。

○環境水道課長（九十田亨君） 環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（九十田亨君） 先ほどから何回も申しますとおり、今回の改定につきましてはあくまでも事務事業の見直しによりまして、一昨年20%アップという方針を出させていただいた中で料金をそれに順次まして料金改定の作業に当たってきたわけでございます。その中で住民説明会等などで節水等に対する時代の反映を、時代に即した考えをもつ

て考えてほしいなどをもとに今回の一般用の料金改定の内容とさせていただいております。基本的には 20%アップということで動いてきたわけですが、その中でなかなか全部が全部 20%に出来なかったというところもあります。そういうところで今回あくまでもこのような改定内容ということになってしまったということでなんとかご理解いただきたいなと思っております。

○議長（能登谷正人君） ご了解ですか。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 2年前にもそうやって改正しなければならないというのは私も知っています。でも、その住民説明会の中でも、そうやって経費かかってこれからも皆さんにサービスを提供していかなくないっていう部分では、住民説明会でも、その部分は皆さんわかってくれたと思います。がしかし、私が言いたいのは、そこに対して行政側としてね、どれだけの細かい配慮がされたのかということなんです。その結果がこの表でいくと、私は表れていないと。協働のまちづくりをするためにもそういうことが必要なのではないかと。住民の方が納得されたと、だからといって、やっていっていいということには私はならないと思いますけども。今回これを認めると次いつ改正しますか。

○環境水道課長（九十田亨君） 環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（九十田亨君） もっと細かい配慮にすべきではないのかという、体系にすべきではないのかというご質問でございますけども、あまり複雑に体系をいじり過ぎますと、現在の使用されている方々が迷うというようなことも考えられますので、そういう極端ないじり方は今回避けたわけでございます。ですけども、今回の改定に当たりましては基本的には将来の施設の改築更新に併せる予算を確保したいというところがありますので、そのために今回の料金改定ということになります。そして、次回の時期の改定につきましてはいつするのかというご質問でございますけども、これについては今回まだ改定されておりませんのでこの改定された後の収支バランスを見て検討していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 議案第6号、八雲町飲用水給水施設条例等の一部を改正する条例に反対する討論を行いたいと思います。

水道及び下水道事業の経費を賄うために値上げをしたいとする方向は分からないわけで

はありません。来年4月から、消費税が5%から8%に引き上げる予定であることに加え、物価は上昇傾向にあり、各種公共料金の値上げもある中で住民の生活を圧迫することは明白であること。今よりも未払、滞納が増えることなども予測されることからこの条例に対しては反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより、採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第9、議案第7号、八雲町火葬場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（九十田亨君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（九十田亨君） 議案第7号、八雲町火葬場条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書30ページであります。この度の改正は、八雲町火葬場条例第4条関係の別表に表記しております、種別の死産及び肢体の一部の単位の呼称について改正しようとするものです。これまでの火葬場使用における種別及び単位については、現行12歳以上及び12歳未満は1胎、死産及び肢体の一部は1個と表記しておりますが、死産に対する胎児の単位が現代においては不相当であること、対象者の感情等を考慮し死産及び肢体の一部の単位について、死産の単位を「個」から「胎」に、肢体の一部を「個」から「肢」に改正するものであります。従いまして、死産の単位は1個から1胎に、肢体の一部は1個から1肢とする改正をしようとするものであります。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○5番（三澤公雄君） はい。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 些細なことですが、これは私の記憶するところではこの議場において岡田議員の方から、不適切な言葉でないかという指摘を組んでいただいたものと思い、こういうような議会の意見をしっかり反映していただくことは非常にうれしく思いま

す。以上です。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 10 議案第 8 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 10、議案第 8 号、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（輪島光昭君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（輪島光昭君） それでは議案第 8 号、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

最初に、概要説明により説明させていただきます。概要説明 10 ページをご覧くださいと思います。八雲町国保は、被保険者数が減少しているにもかかわらず医療給付費の増加が続いていることから国保財政安定化のため税率等の引き上げ改正を行うこととし、平成 23 年度から平成 25 年度まで 3 年連続で段階的に改正を行ってきたところでございます。しかしながら、長引く景気の低迷や被保険者数の減少等により、必要な保険税が確保できていないことに加え、後期高齢者納付金や介護納付金が年々増加していることもあり、基金を取り崩して収支均衡を図ってきたことから財政の安定化が進んでいないというのが現状でございます。このようなことから、国保事業の安定的な運営を行うため、国保運営協議会の答申を踏まえ、平成 26 年度におきましても税率等の改正を行おうとするものでございます。改正内容でございますが、まず医療分の所得割、所得割率、現行 6.6%を 7.6%と 1%の引き上げ、均等割額 2 万 3,000 円を 2 万 5,000 円と 2,000 円の引き上げ、平等割額 2 万 9,000 円を 3 万円と 1,000 円引き上げ改正しようとするものであります。次に、支援金等分の所得割率、現行 3.0%を 3.5%と 0.5%引き上げ、介護分の所得割率、現行 2.0%を 2.5%と 0.5%引き上げ改正しようとするものであります。なお、支援金等分と介護分の均等割額につきましては、現行どおり据え置くこととしてございます。この他、低所得者

に対する税の軽減規定につきましても医療分の均等割額等の改正に合わせ、規定額を改正しようとするものでございます。施行期日は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものとし、適用区分は、平成 26 年度以降の年度分の国民健康保険税から適用しようとするものでございます。以上が概要説明でございます。

次に議案書に戻りまして、ご説明申し上げます。議案書 31 ページからでございます。概要説明でもご説明いたしましたが、第 3 条第 1 項は医療分の所得割率の改正であります。第 5 条は医療分の被保険者均等割額の改正、第 5 条の 2 は医療分の平等割額の改正であります。議案書 32 ページになりまして、第 6 条は支援金等分の所得割率の改正、第 8 条は介護分に係る所得割率の改正であります。第 23 条第 1 項第 1 号以降につきましては、軽減対象世帯に係る医療分の均等割額及び平等割額の規定であり、改正に合わせそれぞれ軽減後の額に改めようとするものでございます。なお、今回の税率等の改正につきましても、被保険者皆様への急激な負担を避けるため比較的緩やかな引き上げとしてございますが、国保事業の安定運営を図るためには医療給付費の適正化が急務であり、今後も健診の受診勧奨による病気の早期発見、早期治療やジェネリック医薬品の使用促進を図り、合わせまして国保税の収納率向上に向けた取り組みなどを同時に進めなければならないものと思っております。平成 27 年度以降の改正につきましては、今後の医療費の動向や被保険者数また平成 26 年度の課税状況などを見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。また、法定賦課限度額の改正についてでございますが、国は平成 26 年度から支援金等分と介護分をそれぞれ 2 万円、計 4 万円の引き上げ改正案を社会保障審議会の医療保険部会に提案し、ほぼ容認されているとの報道がされてございます。この国の改正が決定した場合の地方税法施行令の改正は本年度末になると予想されることから八雲町としては専決処分により対応させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、議案第 8 号八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1 番（佐藤智子君） はい。

○議長（能登谷正人君） 佐藤君。

○1 番（佐藤智子君） 概要上で、国保特別会計の赤字の主な要因は医療費に見合った税の賦課になっていないというふうに書かれていますけれども、私は主な要因はこれ以外にもあると思いますが、本当にこれだけが主因なんでしょうか。

○住民生活課長（輪島光昭君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（輪島光昭君） 確かに医療費に見合った医療費の増高が続いているのは確かでございます。これ以外にも後期高齢者の納付金それと介護納付金、これも年々増えておりますので、これらも要因の 1 つであろうというふうには思っております。

○1 番（佐藤智子君） はい。

○議長（能登谷正人君） 佐藤君。

○1番（佐藤智子君） はい。そもそも国が出す分を引き下げているというのが主な原因であるというふうに捉えております。そして医療費に見合った税の賦課になっていないから連続して値上げするということですが、そもそも所得に見合った税額になっていないのではないかと思いますがいかがですか。

○住民生活課長（輪島光昭君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（輪島光昭君） 国から入ってくるお金の補助金の関係でございますけども、確かに率は変わってございますけども総体としては2分の1ですか。50%ですね。これについては国から直接くるものが過去は34%。それと、調整交付金と道の方でそれぞれ14%ずつで50%入ってくるんですが、この率は2%動いてはございますけども、総体で50%というのは変わってございません。

○1番（佐藤智子君） はい。

○議長（能登谷正人君） 佐藤君。

○1番（佐藤智子君） 1つ例にとりますと、以前にも述べたことありますけども、300万円以下の所得で年間50万払わなければならないと。所得の6分の1が国民健康保険税で消えるんですね。これ以上また値上げしますと、所得の2割近くが国民健康保険税の支払いで消えてしまうと思うんです。これは高過ぎると思うんですけども、そのような見解はございますか。

○住民生活課長（輪島光昭君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（輪島光昭君） 所得はそもそも国民健康保険税の賦課の仕方というのは、所得と、それから均等割、平等割、それから八雲町の場合は資産割も導入しておりますけども、これらをすべて国で言っています但書の方式でやっておりますので確かに配慮が必要な部分はあるのかもしれませんが、今現在は国で適用しなさいと言われていた四法式の但書方式でやっておりますので、それが国がもしかしたらこれを変えるのであれば、八雲町もそれに倣うことになるとは思いますけども、この但書方式は今国の方でも但書き以外のところは但書きを適用しなさいよというふうなことで動いておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤君。

○1番（佐藤智子君） 議案第8号、八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に

反対する討論を行います。

国民健康保険特別会計は、赤字の主因を医療費に見合った税の賦課になっていないことを上げていますが、高齢者や退職者など無職の層が大半を占めるこの制度に対し、国庫負担が引き下げられているのが最大の理由であります。加入世帯の所得が増え、各種料金が値上げする中で、連続して上がり続ける国保税を払えなくなる層が増えることが予想されます。従って、値上げをせず、国庫負担を増やすよう国に要請を続けることはもちろん、町の一般会計からの繰り入れも検討するよう要求し、反対討論といたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（能登谷正人君） お昼になりましたので休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

休憩 午後 0 時 0 2 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第 11 議案第 9 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 11、議案第 9 号、八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（河田 實君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（河田 實君） 議案書 35 ページになります。八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

概要説明書 20 ページになります。本条例は、町営住宅の八雲町栄町 74 番地の 1 の栄町団地及び熊石泊川町 1094 番地の昭和 34 年建ての一棟二戸の泊川団地の解体をいたしましたので、既設条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第 9 号のとおり八雲町町営住宅条例第 3 条の住宅等の設置の別表 1 の栄町団地、36 ページ別表 2 の昭和 34 年建ての泊川団地の太枠で囲まれた部分を削除するものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第9号の八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第12 議案第10号

○議長（能登谷正人君） 日程第12、議案第10号、八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院管理課長（山田耕三君） 議長、総合病院管理課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院管理課長。

○総合病院管理課長（山田耕三君） 議案第10号、八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書37ページでございます。この度の改正は、第4条、診療科目及び病床数の改正で診療科目の標ぼうを変更しようとするものでございます。現在、循環器内科は医師1名体制で週3日の外来診療で、月延べ450人から500人程度の診療と入院患者毎日14～15名を診療してございます。診療科目の変更は医師の持っている技術により心臓血管に特化したより専門性の高い診療を確保する観点から行おうとするものであります。改正の内容につきましては、第4条第1号のア、診療科目の（イ）循環器内科を心臓血管内科に改めるものでございます。附則でこの条例の施行日を平成26年1月1日にしようとするものでございます。

以上で、議案第10号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 13 議案第 11 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 13、議案第 11 号、八雲町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） 議案第 11 号、八雲町立学校設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書 38 ページをお開きください。今回の改正の理由でございますが、黒岩小学校の閉校及び統合につきましては、平成 23 年に校区の P T A や町内会で将来の学校のあり方を協議した結果、平成 23 年から 4 年間入学児童がなく、平成 25 年度の卒業生 3 名を送り出した後、八雲小学校と統合したいという申し出があり、教育委員会といたしまして平成 26 年 3 月末をもって閉校し、4 月 1 日から八雲小学校に統合することといたしました。このことから、八雲町立学校設置条例の一部改正をお願いするものでございます。改正の内容は、条例第 2 条、第 1 項で定める別表第 1 から八雲町立黒岩小学校の項を削るものであります。附則として、施行期日を平成 26 年 4 月 1 日とするものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第14 議案第12号

○議長(能登谷正人君) 日程第14、議案第12号、公有水面の埋立てに関し意見を述べる
ことについてを議題といたします。

○水産課長(横山隆久君) 議長、水産課長。

○議長(能登谷正人君) 水産課長。

○水産課長(横山隆久君) 議案第12号、公有水面の埋立てに関し意見を述べることに
ついて提案説明いたします。

議案の39ページでございます。追って、概要説明の11ページの八雲山崎地区漁港埋め
立て区域図をご覧ください。埋め立て区域は、黒色の細長く図示した区分でございます。
本件は、山崎漁港の水産物供給基盤機能保全事業の施行に伴い、北海道知事より公有水面
の埋め立てについて公有水面埋立法第3条第1項の規定により北海道知事より意見を求め
られましたので同法第3条第4項の規定により議会の議決を求めようとするものでござい
ます。埋立地は二海郡八雲町山崎760番地先の公有水面で、埋立面積は311.19平方メー
トルでございます。埋立地の用途は、漁港施設用地として使用するもので意見としては支障
なしと判断しております。この埋め立てはマイナス3メートル岸壁及びマイナス2.5メー
トル、物揚げ場の老朽化に対する修理工事を行い、漁港の効率的な運用を図ることによる
ものでございます。

以上で、提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 15 議案第 13 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 15、議案第 13 号、土地改良事業災害復旧の施工についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○農林課長（佐藤隆雄君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（佐藤隆雄君） それでは議案第 13 号、土地改良法に基づく災害復旧事業の施工について提案説明いたします。

議案書 40 ページをお開きください。本件につきましては、本年 8 月 8 日から 9 日にかけて発生しました豪雨により、被災した農業用施設 3 カ所の復旧に関わるもので、11 月 14 日に実施された災害査定において申請が認められたことから、土地改良法第 96 条の 4 第 1 項で準用する同法 88 条第 1 項に基づき、災害復旧事業を施工するものであります。なお、土地改良法第 96 条の 4 第 1 項は市町村が行う土地改良事業について当該市町村の議会の議決を要する旨の規定であります。第 88 条第 1 項は災害のため緊急に実施しなければならない農用地または土地改良施設の災害復旧の規定であります。施工区間は、議案書に記載のとおり熱田第 1 から第 3 までの 3 地区であり、いずれも水路工で合計延長 144 メートルの施工であります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 16 議案第 14 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 16、議案第 14 号、平成 25 年度八雲町一般会計補正予算

第 11 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（梶原雄次君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（梶原雄次君） それでは議案第 14 号、平成 25 年度八雲町一般会計補正予算第 11 号について説明いたします。

議案書 41 ページであります。この度の補正は、歳入歳出予算繰越明許費及び地方債の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 14 億 1,544 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 137 億 5,526 万 5,000 円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書の 52 ページであります。2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費 13 億円の追加は、基金管理の適正化及び今年度の財政負担を考慮し、減債基金へ 3 億円、公共施設整備基金へ 10 億円を積み立てするものであります。12 目地域振興対策費 2,016 万 2,000 円の追加は、15 節工事請負費 1,330 万 3,000 円の追加は地上デジタル放送の移行に伴い、難視聴地域の支援を随時実施しておりますが、熊石地域の根崎、雲石、鳴神地区の高台は受信電波が不安であることから調査の結果、難視区域であることが判明しました。対象区域が広範囲であり、また受益世帯は 172 世帯と多いことから無線共聴施設が有利と判断し国及び日本放送協会の補助金を活用し町が事業主体となり、共聴施設一式を整備するものであります。また 19 節負担金補助及び交付金 571 万 9,000 円の追加は、同じく難視聴対策で熊石地域の平町の高台地区は受益世帯が 12 世帯と少数であり有線共聴施設が有利と判断し一般社団法人デジタル放送推進協議会及び日本放送協会の助成事業を活用し共聴施設一式を整備するものであり、新たに設立する平高台地区共同受信施設組合へ補助し整備するものであり総事業費は 678 万 3,000 円であります。25 節積立金 114 万円の追加は、町外 3 件からのふるさと応援寄附金を基金に積み立てし有効に活用させていただくものであります。3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目老人福祉費 10 万円の追加は、繰出金であり、内容につきましては介護保険事業特別会計で説明いたします。4 目後期高齢者医療費 317 万 8,000 円の追加は、19 節負担金補助及び交付金 304 万 2,000 円の追加は、北海道後期高齢者医療広域連合負担金で平成 24 年度の療養給付費負担金の額の確定によるものであり、28 節繰り出し金 13 万 6,000 円の追加で内容につきましては後期高齢者医療特別会計で説明いたします。2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 567 万円の追加は、子ども子育て支援新制度システム構築等業務委託料で平成 27 年度から施行される子ども子育て支援新制度は、市町村が保育の必要性についての認定を行い、認定に基づき保護者が保育所等との直接契約を行うシステムとなることから電算システムを導入し給付対象事業者等の管理、児童、保護者の申請管理等円滑な事務処理にするものであります。なお、年度内のシステム構築が困難なことから全額を繰越明許とするものであります。2 目児童措置費 1,000 万円の追加は、あかしや保育園外構整備事業補助金であります。あかしや保育園の民設民営化により新たな施設の整備に必要な補助金については、第 3 回定例会において外構工事を除く、建設費補助金の補正をお願いしたとこ

ろであります。外構工事についても年度内に発注することとなったことから、八雲町立あかしや保育園民間移譲に係る事業者公募要領に基づき 1,000 万円を限度として社会福祉法人立栄会に補助するものであり、工期が平成 26 年度となることから全額を繰越明許とするものであります。54 ページになります。6 款農林水産業費、3 項水産業費、2 目水産業振興費 710 万円の追加は、地域水産物活用促進事業補助金であります。八雲町漁業協同組合では秋サケの高付加価値対策として国の 6 次産業化整備支援事業の認定を受け、鮭節製造施設の整備を実施するものであり総事業費は 6,607 万 4,000 円で国庫補助金 2,592 万 4,000 円は事業主体へ直接交付されます。6 次産業化の新たな取り組みとし、国庫補助金を含み、事業費の 2 分の 1 相当を補助し、支援しようとするものであります。3 項漁港費 707 万 3,000 円の追加は、北海道が実施する漁港整備事業に係る地元負担金で八雲、落部、山崎、黒岩漁港整備の事業量の増加によるものであります。7 款 1 項商工費、5 目地熱開発利用事業費 219 万 4,000 円は、総合支所産業課所有の温泉管理舎は購入後 13 年を経過しており、サビ等によりエンジンと車体を固定することが困難となり、修理をするため見積もりを依頼した結果多額の修理費が必要となることから、更新計画を前倒し整備購入しようとするものであります。12 節役務費から 27 節公課費に係る経費を追加するものであります。11 款災害復旧費、2 項農林水産施設災害復旧費、1 目現年度災害復旧費、15 節工事請負費は 5,363 万 8,000 円の追加であり、農業用施設災害復旧工事請負費 1,286 万 5,000 円、林業用施設災害復旧工事請負費 4,077 万 3,000 円であります。事業内容につきましては概要説明書の 12 ページ別紙 6 をご覧いただきたいと思っております。別紙 6 の一番下の段になります。平成 25 年 8 月 8 日から 9 日、及び 16 日から 18 日における集中豪雨にかかる災害復旧事業のうち、公共土木施設災害復旧事業については第 7 回臨時会において補正をお願いしたところでありますが、この度農林水産施設について国の災害査定が終了したことから補正するものであります。災害復旧事業費の事業概要はナンバー 1 からナンバー 3 の農業施設は熱田官せん排水路 3 箇所、ナンバー 4 及びナンバー 5 の林道は盤石岳線 2 箇所、復旧内容は記載のとおりであります。なお、年度内の完成が困難なことから、全額を繰越明許とするものであります。議案書の 54 ページに戻っていただきたいと思っております。13 款諸支出金、1 項諸費、2 目還付金及び返納金 633 万 4,000 円は、児童手当国庫負担金過年度分返還金で平成 24 年度児童手当精算による返還金であります。

以上、補正する歳出の合計は 14 億 1,544 万 9,000 円の追加であります。

続いて、歳入であります。議案書の 48 ページであります。10 款 1 項 1 目地方交付税 2 億 4,165 万 6,000 円の追加は、歳出に対応した普通交付税 2 億 3,918 万円、特別交付税 247 万 6,000 円あります。14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目総務費国庫補助金 886 万 9,000 円の追加は、無線システム普及支援事業費補助金で無線共聴施設整備に係る事業費の 3 分の 2 であります。15 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金 10 万 2,000 円の追加は、後期高齢者医療基盤安定負担金で医療保険基盤安定に係る繰出金の確定によるものであります。2 項補助金、2 目民生費道補助金 350 万円の追加は、子ども子育て支援新制度電子システム構築等整備事業に係る定額の補助金であります。9 目災害復旧費道補助金

3,486万3,000円の追加は、農林水産施設災害復旧費に係る道補助金で事業費の65%であります。17款1項寄付金、2目ふるさと応援寄付金114万円の追加は歳出で説明しました、ふるさと応援寄附金であります。50ページになります。18款繰入金、1目基金繰入金、1目財政調整基金繰入金11億円の追加は、今後の財政状況を考慮するとともに資金の適正な管理を図るため、減債基金へ1億円、公共施設整備基金へ10億円を積み替えるため、充当するものであります。20款諸収入、5項7目雑入851万9,000円の追加は、新たな難視対策事業費補助事業助成金571万9,000円は、平地区テレビ共同受信システム整備事業にかかる一般社団法人デジタル放送推進協議会助成金、自主共聴施設新設経費NHK助成金280万円は、無線共聴施設整備事業に係るNHK助成金であります。21款1項町債、10目災害復旧事業債1,680万円の追加は、現年度発生補助災害復旧事業債であります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の14億1,544万9,000円の追加であります。

次に、繰越明許費及び地方債の補正であります。議案書の44ページになります。第2表繰越明許費の補正は、3款民生費、2項児童福祉費で歳出で説明しました子ども子育て支援新制度電子システム構築等事業567万円、及びあかしや保育園外構整備事業1,000万円、11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費で農林水産施設災害復旧事業1,286万5,000円、及び林業用施設災害復旧事業4,077万3,000円はいずれも事業完了が翌年度となることから、全額を繰越明許とし、限度額を設定するものであります。議案書45ページであります。第3表地方債の補正は、災害復旧事業で限度額を2,160万円を3,840万円に変更するものであります。

以上で、議案第14号平成25年度八雲町一般会計補正予算第11号の説明とします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤君。

○1番（佐藤智子君） 議案書の52ページ、53ページに係る部分で、3款民生費、2項児童福祉費の子ども子育て支援新制度電子システム構築等業務委託料は直接契約ということは、役場を介さないで園と保護者でやり取りするという意味ですか。

○住民生活課長（輪島光昭君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（輪島光昭君） このシステムは、新制度27年から始まりますけども、制度改正に対してはシステム構築するもので、園とは直接関係なく、町が児童、保護者の申請の管理であるとか、入所の管理、または保護者の方で長時間保育なのか短時間保育なのか、そういう必要性に応じた認定をしなければなりません。その認定の管理をすることと、認定書の発行、保護者はこの認定書をもとに直接園に出向いて、園の方と契約を結ぶということで、その認定証の発行であるとか、その申請の管理、入所の管理、利用区分に応じ

た認定とか認定書の発行という、その中には事業者側の登録といいますか、そういう管理もこのシステムにより行うということで、これは町の方に設置するものでございます。

○1番（佐藤智子君） はい。

○議長（能登谷正人君） 佐藤君。

○1番（佐藤智子君） その認定というのは、保護者と園が直接やり取りした後で町の方に出向いて認定を受けるということですか。

○住民生活課長（輪島光昭君） 議長。住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（輪島光昭君） 新たなシステムは、保育なり幼稚園に行きたいということで、幼稚園は短時間保育ということになりますけども、それでそれは措置といいますか、その申請に基づいて長時間であれば長時間保育の認定を町で行うと。そして認定を行ってその認定したものが認定書ですね。それを町が保護者の方に発行いたします。保護者さんは、その認定書をもとに例えば、私は町立の保育園に行きたいとか、民間に行きたいとか、ということで、そこと直接その認定書をもとにして入所の申し込みをするということになります。そのためのそういう認定書の発行であるとか、そういうためのシステムでございます。

○1番（佐藤智子君） はい。

○議長（能登谷正人君） 佐藤君。

○1番（佐藤智子君） 国の方針で直接契約というのは行われるようになるということとは予測してはありましたけれども、これは子供を預ける側にしたら大変戸惑うことではないかなと思うんですね。それで入所対象者に対する説明会というのはその町が行うんですか。それとも園が行うんですか。

○住民生活課長（輪島光昭君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（輪島光昭君） 保護者さんが戸惑うのではないかとということでございますけども、町内の保育園さんとまたは幼稚園さんの方に、一応非公式といいますか、民間の保育園に関しましては道の方で施設を今の施設の体系から新システムの方に移行するかどうかという確認を振興局の方で調査しております。その結果がつい最近町の方にもその情報提供がありまして、町内の施設では今のところ新制度に移行する予定はないというところがほとんどでございます。ただ、これは現時点でのそれぞれの施設の考え方でございます。この今の考え方とおりですと、今現在のシステムといいますか、措置といいますか、そういうやり方と何ら変わらないということになります。ただ、施設側は今後新制度が走る段階で新基準の方に移行するとなりますと、当然このシステムを介して認定書の発行だとか、そういうことになろうかと思しますので、当然、施設側でそういう変更するのであれば、当然保護者さんの方にも説明はあると思しますので、それは当然町の方にもそういうことがあると思しますので、その段階でそれぞれ保護者さんの方にも変更になる内容といいますか、そういうことは当然周知していかなければならないことと思っております。

ます。

○1番(佐藤智子君) 町がやるんですか。その説明は町主催でやることになるんですか。

○住民生活課長(輪島光昭君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 住民生活課長。

○住民生活課長(輪島光昭君) 現段階ではまだはっきりした意向が示されておられませんので、町がやるのか施設側がやるのか、それはまだこれからということになるかと思えます。当然必要があれば町の方でやることも当然将来的には考えていかなければならないことと思っております。

○議長(能登谷正人君) 他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決なることに決定いたしました。

◎ 日程第17 議案第15号

○議長(能登谷正人君) 日程第17、議案第15号、平成25年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長(輪島光昭君) 議長、住民生活課長。

○議長(能登谷正人君) 住民生活課長。

○住民生活課長(輪島光昭君) それでは、議案第15号、平成25年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

議案書57ページをご覧ください。この度の補正は、一般被保険者高額療養費の支出増に伴い、既定予算に不足が生ずる見込みであることや、後期高齢者支援金等の納付すべき額の確定、また平成24年度の療養給付費等負担金や特定健康診査、保健指導負担金などの額の確定に伴い、返還金が生じたことから歳入歳出予算それぞれに6,850万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億5,103万3,000円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。議案書64ページからでございます。2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費3,987万2,000円の追加は、現時点までの支出状況と今後の見込みを勘案し、既定予算に不足が生ずる見

込みのため増額補正するものであります。3款1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、127万1,000円の減額は、本年度納付すべき額の確定により減額するものであります。2目後期高齢者関係事務費拠出金3,000円の追加は、本年度納付すべき額の確定により既定予算に不足が生ずるため、増額するものであります。10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金3目償還金2,990万3,000円の追加は、平成24年度の療養給付費等負担金や特定健康診査、保健指導負担金、また高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の額の確定に伴い、超過交付となったことから、国などへの返還が生じたため補正により対応しようとするものであります。

次に、歳入であります。議案書62ページをご覧ください。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金358万8,000円の増額は歳出でご説明いたしました、一般被保険者高額療養費の基本負担率に基づき見込み額を計上したものであります。4款1項1目療養給付費等交付金1,275万9,000円の増額は、前段同様に一般被保険者高額療養費の基本負担率に基づき見込み額を計上するものであります。5款1項1目前期高齢者交付金59万8,000円の減額は、当初予算より減額交付となるため、補正するものであります。6款道支出金、2項道補助金、1目財政調整交付金358万8,000円の追加は、国の財政調整交付金と同様に道の基本負担率により見込み額を計上するものであります。7款1項1目共同事業交付金500万円の増額は、現時点での交付見込み額を勘案し、総額計上するものであります。2目保険財政共同安定化事業交付金4,017万円の増額につきましても現時点での交付見込み額を勘案し増額計上するものであります。11款諸収入、3項雑入、3目一般被保険者第三者納付金400万円の増額は、交通事故等の傷害給付に係る保険会社等からの賠償金で返還金に対応するため計上するものであります。

以上、議案第15号平成25年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 18 議案第 16 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 18、議案第 16 号平成 25 年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（輪島光昭君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（輪島光昭君） 議案第 16 号、平成 25 年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号につきましてご説明申し上げます。

議案書 66 ページをご覧ください。この度の補正は、一般会計補正予算でもご説明いたしました後期高齢者医療広域連合納付金における保険料軽減に係る保険基盤安定分納付額が確定したことに伴い、歳入歳出予算それぞれに 13 万 6,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 9,599 万 9,000 円にしようとするものであります。それでは、事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。議案書 70 ページの下の方の欄をご覧ください。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 13 万 6,000 円の追加は、前段申し上げましたが、保険基盤安定分の額の確定に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合に納付すべき額が増額となったため、補正するものであります。

次に、歳入であります。議案書同ページの上欄をご覧ください。4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目保険基盤安定繰入金 13 万 6,000 円を増額は、歳出でご説明しました保険基盤安定分の額の確定により増額するものであります。

以上、議案第 16 号平成 25 年度八雲町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

○議長（能登谷正人君） これより、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 19 議案第 17 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 19、議案第 17 号平成 25 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 議案第 17 号平成 25 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号についてご説明申し上げます。

議案書 72 ページをご覧ください。この度の補正は、当初予算で計上しておりました居宅介護福祉用具購入費に不足が見込まれるための補正で、介護保険事業特別会計歳入歳出予算の保険事業勘定総額に歳入歳出それぞれ 80 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 14 億 8,911 万 2,000 円にしようとするものでございます。

それでは、事項別明細書より歳出からご説明いたします。議案書 78 ページをお開きください。2 款 1 項 4 目居宅介護福祉用具購入費 80 万円の追加は、平成 25 年 4 月から 11 月までの給付実績及び申請受付状況などから当初 3 万 1,000 円と見込んでおりました 1 件当たりの給付単価が 4 万 2,000 円に増加し、当初予算を大幅に上回る給付見込みとなり、予算に不足が見込まれることから補正するものでございます。

これに対応する歳入についてご説明いたします。76 ページにお戻りください。4 款 1 項 1 目介護給付費負担金 16 万円の追加は、歳出で説明いたしました、居宅介護福祉用具購入費にかかる国の負担金で給付費の 20%相当額を計上してございます。2 項 1 目調整交付金 7 万円の追加は、国の調整交付金で給付費の 8.8%相当額の計上であります。5 款 1 項 1 目介護給付費交付金 23 万 2,000 円の追加は、2 号被保険者に対する負担金で、給付費の 29%相当額の計上であります。6 款 1 項 1 目介護給付費負担金 10 万円の追加は、道の負担分で給付費の 12.5%相当額の計上であります。8 款 1 項 1 目介護給付費繰入金 10 万円の追加は、町が負担すべき一般会計からの繰入金で給付費の 12.5%相当額の計上であります。9 款 1 項 1 目繰越金 13 万 8,000 円の追加は、前年度繰越金で歳出に対応したものでございます。

以上、議案第 17 号の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 20 議案第 18 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 20、議案第 18 号平成 25 年度八雲町病院事業会計補正予算第 2 号を議題といたします。

本件は、かねて審査を付託しておりました補正予算審査特別委員会からの報告を受けて議題とするものであります。

報告書はお手元に配付のとおりであります。

補正予算審査特別委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

○1 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤委員長。

○1 番（佐藤智子君） 補正予算審査特別委員会委員長報告として述べます。補正予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

当委員会は、去る 12 月 10 日の本会議で付託を受けた後、当日会議を開き、正副委員長の互選を行い委員長に私が副委員長に岡島敬委員がそれぞれ選出されました。本会議で付託のありました議案第 18 号平成 25 年度八雲町病院事業会計補正予算第 2 号の審査に当たるため、翌 11 日、町長、病院長、事務長をはじめ、各関係課長から説明を受け、慎重に審査を行いました。審査の経過につきましては各位ご承知のとおりでありますので省略させていただきますが、当日は午前、午後の長時間にわたり審査にご協力をいただきました委員各位、町執行部の皆様に感謝を申し上げます。

審査の結果は、お手元に配布の審査報告書のとおり原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。町理事者におかれましては、厳しい地方財政状況の中、審査の過程で出された各意見等を真摯に受けとめ、事業執行に当たられますよう申し上げます。

なお、特に各委員から町理事者へ申し入れすべきと合意を得た付帯意見について申し添えます。1 つ、一般会計財政試算では平成 27 年度から毎年度 7 億円以上の基金取り崩しを要する状態が続き、また平成 25 年度末には目標とした基金残高 40 億円に達する見込みであるが、2 年後からは再び減少傾向に転ずる予断を許さない状況にある。総合病院における一定程度の内部留保資金の必要性については理解するが特別繰り出し額については、町財政状況を十分勘案するとともに、特別繰り出し額の圧縮に向けた一層の経営努力を求めます。1 つ、病院づくり構想は未だ提出されていないことが病院への不信につながっている。経営改善に結びつくような構想を早期に提出されたい。1 つ、総合病院本館棟改築事業は多額の調査費と労力を費やし、実施設計の段階に至ったが、期限厳守の交付金事業であることに十分留意し、年度内の確実な工事着手に向けて町民の意見やこれまでの議会審議を踏まえ、十分な説明責任を果たすとともに慎重な対応と万全な対策を求める。

以上を申し述べ、補正予算審査特別委員会の報告といたします。

○議長（能登谷正人君） 委員会報告に対する質疑は議長を除く全議員が補正予算審査特別委員であることから、これを省略いたします。

委員会の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 21 議案第 19 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 21、議案第 19 号、平成 25 年度八雲町一般会計補正予算第 12 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（梶原雄次君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（梶原雄次君） それでは、議案第 19 号、平成 25 年度八雲町一般会計補正予算第 12 号について説明いたします。

議案書の 1 ページであります。この度の補正は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出の補正は歳入歳出それぞれ 93 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 137 億 5,620 万 1,000 円にしようとするものであります。補正の内容は、町営スキー場の今年度の供用開始準備のため 11 月 28 日に点検の結果、ブレーカーが入らないことを確認、地元電気設備業者、さらには 12 月 8 日にメーカーによる現地調査の結果、落雷による非常用アンプの故障が原因であり修理が不能になったことによるものであります。

それでは、議案書の 5 ページの事項別明細書、下段の歳出から説明いたします。10 款教育費、5 項保健体育費、4 目町営スキー場管理費、18 節備品購入費 93 万 6,000 円の追加は、先ほど説明しました非常用アンプを購入し、供用開始に備えようとするものであります。

続いて歳入であります。同じページの上段になります。10 款 1 項地方交付税 46 万 8,000 円は歳出に対応した特別交付税の追加であります。20 款諸収入、5 項 7 目雑入 46 万 8,000 円の追加は、復旧に要する 2 分の 1 の建物災害共済金であります。以上、補正する歳入歳出の合計は 93 万 6,000 円であります。

以上で、議案第 19 号平成 25 年度八雲町一般会計補正予算第 12 号の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○5番（三澤公雄君） はい。

○議長（能登谷正人君） 三澤議員。

○5番（三澤公雄君） すいません。一つ気になるのは、去年並の天気でしたら、もう既にスキー場は開設している時期だと思うんですよ。この時期にこういうことがわかったというのは、その発見が遅れたっていうか、僕の頭の中の想像では、そのスキー場の点検しに行く時期がちょっと遅かったのかなと心配するんですけども、いつ発見して、いつ頃の雷か、どのような考えなんですか。

○体育課長（浅井敏彦君） 議長、体育課長。

○議長（能登谷正人君） 体育課長。

○体育課長（浅井敏彦君） 発見については、先ほど財務課長が申し上げたとおり、11月の28日に体育館の管理人がスキー場の管理人の所に行った時に、そのブレーカーが入らないということに気付いたわけでございます。それで、そのいつの落雷かということになりますと、8月の16日に非常に大きな落雷が春日地区に落ちたと。それでちょうどスキー場の付近だということが北電の方から連絡を受けたわけなんですけど、その時に確認のためにスキー場の方にうちの職員が2名ほど行きまして、点検をしました。その時の点検がやはりブレーカーとかそういうところはちょっと点検はできなかつたんですけども、まず建物の外観を確認して、それからまた中に入って中の状況がどうなっているかというあたりを確認はしたわけなんですけども、実際電線が切断されたということもあってちょうど復旧工事の時だったもんですから、ブレーカーの方は確認はしなかったということでございます。通常スキー場の夏期間については、私たちがパトロールをしながら確認はしてるんですけども、ブレーカーまでは確認できなかったというのが状況でございます。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 2 2 諮問第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 22、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。本件は、現人権擁護委員である松井敏夫氏の任期が平成 26 年 3 月 31 日をもって満了となることから、後任者の推進について人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の意見を求めようとするものであります。松井敏夫委員におかれましては、平成 14 年 2 月から 4 期 12 年もの間人権擁護委員としてご活躍をいただいておりますが、人権擁護委員の再任用年齢の上限である 75 歳に達していることから新たに後任者を推薦しようとするものであり、後任として推薦する方は議案書記載のとおり八雲町元町 74 番地 10 にお住まいの石川和子様で、昭和 24 年 10 月 28 日生まれの 64 歳であります。同氏は昭和 43 年 3 月、北海道立八雲高等学校を卒業後、町内の薬局店での勤務を経て昭和 46 年 11 月から新函館農業協同組合で退職されるまでの 38 年間勤務をされました。同氏は人格円満にして人望も厚く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として使命を十分発揮される方であると期待をしております。

従いまして、同氏を人権擁護委員の適任者として推薦をいたしたく存じますので、議員各位のご同意をお願いを申し上げ提案理由の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。

本件については質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり適任と決定することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、石川和子さんを人権擁護委員として適任とすることに決定いたしました。

◎ 日程第 2 3 発議第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 23、発議第 1 号、消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○議員（宮本雅晴君） はい。宮本です。

○議長（能登谷正人君） 宮本議員。

○議員（宮本雅晴君） 発議第1号、消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書について提出者を代表して提案説明をいたします。

厳しい財政状況下の一層本格化する少子高齢化社会にあつて、社会保障の費用を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を維持強化していくために「社会保障と税の一体改革」関連8法案が昨年8月に成立した。そして、安倍総理は法律どおり明年4月1日から消費税を5%から8%へ引き上げる決断をした。法律ではさらに平成27年10月には10%へ引き上げられる予定となっている。よつて、下記の事項について、速やかに実施することを強く求める。記、1、軽減税率制度への導入へ向けて、年内に結論を得るようその議論を加速し、軽減税率を適用する対象、品目、中小・小規模事業者等に対する事務負担の配慮などを含めた制度設計の基本方針について鋭意検討を進め、その実現へ向けての環境整備を図ること。2、軽減税率制度の導入により、いわゆる損税の発生が生じないような制度設計をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員各位の皆様におかれましてはご賛同のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

○議長（能登谷正人君） これより、討論を行います。

討論はございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤君。

○1番（佐藤智子君） 発議第1号に対し、反対の立場で討論をいたします。

○1番（佐藤智子君） 日本共産党議員団は消費税の増税にそもそも反対でありますので、軽減税率制度の導入はその消費税の増税を前提としておりますので、反対といたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。この採決は起立によります。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩します。再開は2時15分といたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時16分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第24 発議第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第24、発議第2号、2014年度地方財政の確立を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○12番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12番（千葉 隆君） 発議第2号、2014年度地方財政の確立を求める意見書案について、提出者を代表し提案説明をいたします。

詳細につきましてはお手元に配布の通りでございますが、7項目について要望事項を朗読させて説明といたします。1、社会保障分野の充実、農林水産業の再興、環境対策などの増大する地域の財政需要を的確に把握し、地方財政計画、地方交付税総額の実質的な確保を図ること。2、地域における経済情勢は依然として厳しいことから、地域経済の活性化や雇用対策の取り組みを実施するための措置として、臨時的に設けられている、いわゆる歳出特別枠について減額を行わないこと。合わせて、歳出特別枠は実質的に地方自治体の安定的な財政運営に必要な財源となっていることから、臨時的経費から経常的な経費への転換を図ること。3、2014年度の地方財政においても巨額の財政不足が見込まれることから、別枠の加算について充実するとともに、法定率の引き上げなど抜本的な対策を行うこと。4、合併特例法による、市町村合併の算定特例の段階的終了前、新たな財政需要の把握について、必要な対策を講じること。また、小規模自治体に配慮した段階補正の強化だと、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の一層の強化を図ること。5、2013年度地方財政計画において、地方公務員給与費が国の臨時特例措置に準ずるとして削減されたが、2014年度予算においては減額した給与関係経費等に係る財源については完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。6、地方交付税の算定について行革努力、地域経済活性化の成果に応じた算定方式の導入や、2013年度の給与削減要請への対応状況に対する体制的制裁措置の導入などについては厳に慎むこと。7、地方法人特別税、地方法人特別贈与税の見直しや、自動車取得税廃止に伴う代替え措置を確実に確保すること。また、償却資産に係る固定資産税の確保などの課題は地方自治体の意見を十分尊重し、自治体の財政運営に支障がないよう必要な地方税財源を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。
質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 25 発議第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 25、発議 3 号、利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○議員（赤井睦美さん） 議長、赤井。

○議長（能登谷正人君） 赤井君。

○議員（赤井睦美さん） 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書案について、提出者を代表して説明させていただきます。

政府は、社会保障制度改革国民会議の提言を受け、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案、プログラム法案を国会に提出いたしました。同法案では、介護保険制度について要支援者に対する介護予防給付を市町村が実施する地域支援事業の形に見直すことや、一定以上の所得のある利用者の負担を引き上げるなどを盛り込んだ、介護保険法改正案を平成 26 年度通常国会に提出を目指すとしています。少子高齢化が進展する中、社会保障の機能強化に向けた財源やサービス提供体制の確保等が一層重要となっていることから、以下の 6 項目について強く要請いたしますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

○議長（能登谷正人君） これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

○議長（能登谷正人君） これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 26 発議第 4 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 26、発議第 4 号、介護保険制度の後退改悪に反対し、充実を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤君。

○1 番（佐藤智子君） 発議第 4 号、介護保険制度の後退改悪に反対し、充実を求める意見書について提出者を代表して提案説明を行います。

社会保障制度改革国民会議の報告書は、介護保険制度について給付の抑制を図ることを口実に、要支援 1、2 と認定された要支援者を保険の給付対象から外して、市町村が裁量で行う地域支援事業に移行、施設入所を要介護 3 以上に限定、一定以上の所得がある利用者の負担引き上げを盛り込んでいます。地域支援事業の財源は、一定の範囲内で介護保険財政から支出されるものの、事業内容は市町村の裁量とされ介護に当たる人員や運営の基準もなくボランティアや民間企業の配食サービスなどを活用することになります。サービスが低下し、地域間格差が生じることも強く懸念され、既に北海道内の自治体関係者から懸念の声が上がっています。社会保障の給付は人間らしく生きる権利を実現するための国家による補償であります。高齢者の生存権を保障するためにも保険給付範囲の削減は断じて行うべきではありません。よって、政府におかれては社会保障改革国民会議の報告に基づく介護保険制度の後退、解約に進むのではなく、利用者が切実に求める国による社会保障制度の充実を図るよう強く求めます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 27 発議第 5 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 27、発議第 5 号、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1 番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤君。

○1 番(佐藤智子君) 発議第 5 号、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更に関する意見書について提出者を代表して提案説明を行います。

安倍政権は、内閣法制局長官に集団的自衛権行使の容認派として知られる前駐仏大使の起用を決定しましたが、歴代政府がとってきた憲法解釈を首相が都合のいいように人事権を行使して無理やり変えようとするための姑息な手段と言われても仕方ありません。内閣法制局長官は国会で憲法や法律の政府統一見解について答弁をしてきました。集団的自衛権については、行使ができないのは憲法 9 条の制約である。我が国は、自衛のための必要最小限度の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超えるなどと、9 条との関係で憲法上許されないとしてきました。憲法 9 条の解釈変更のため、首相に近い立場の人物を長官に起用するという極めて強引で乱暴なやり方に、元内閣法制局長官経験者からも危惧の声が上がっています。よって、国においては海外で戦争する国に作り変え、日本の自衛とは無関係の集団的自衛権行使の容認憲法解釈の見直しは行わないよう求めます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

○議長(能登谷正人君) これより、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 28 発議第 6 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 28、発議第 6 号、労働者派遣制度の改悪をやめ、ブラック企業根絶を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2 番（横田喜世志君） 発議第 6 号、労働者派遣制度改悪をやめ、ブラック企業根絶を求める意見書についてお手元に配布しておりますが、提出者を代表して提案説明をいたします。

ブラック企業根絶のためには悪質な企業名の公表や長時間労働の法的規制などとともに、非正規雇用の増大で代わりは幾らでもいるという状態をなくすことが必要であります。よって、国においては派遣労働を野放図に拡大するなど労働法制の規制緩和をやめ、ブラック企業根絶を目指す労働者保護を柱とする派遣法の抜本的改正で、正社員が当たり前の社会を目指すことを強く求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わり終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。
本案を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。
よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 29 発議第 7 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 29、発議第 7 号、平成 26 年度畜産物価格決定等に関する要望意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2 番（横田喜世志君） 発議第 7 号、平成 26 年度畜産物価格決定等に関する要望意見書についてお手元に配布してございますが、提出者を代表して提案説明をいたします。

国は、攻めの農林水産業などと農業、農村の発展と所得倍増などを目指し、各施策の実施や検討が出されています。しかしながら、酪農、畜産の経営をめぐっては長引く畜産物需要の減少と価格の低迷、配合飼料価格の高止まりと価格安定基金の財源問題、さらに燃油石油製品や電気料金など、生産コストの増大による経営の悪化と生産基盤の縮小など危機的な状況に瀕しています。ついては、国民の基礎的食糧の安定供給、及び地域経済社会を支える酪農、畜産の持続的な発展と家族経営体を核とする多様な担い手の育成と経営の安定に向けて明日につながる 26 年度畜産物価格の決定と総合的な酪農畜産政策を推進されるよう下記 7 項目を強く要望いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 30 発議第 8 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 30、発議第 8 号、日本型直接支払い制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する要望意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○3 番（安藤辰行君） 議長、安藤。

○議長（能登谷正人君） 安藤君。

○3 番（安藤辰行君） 発議第 8 号、日本型直接支払い制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する要望意見書について提出者を代表し提案説明をいたします。今回の見直しは、関税撤廃を原則とする T P P 交渉の年内妥決を前提とし、生産現場の実態や米計画生産の達成状況などが反映されておらず、生産者の不安を招いている。価額と需給安定の要となる米直接支払交付金の半減は、米価暴落などで米の安定供給を危うくし、本道など修業的な水田農家の所得減少を招くとともに、地域経済の関連産業等にも極めて深刻な打撃を与えることが危惧される。農業、農村地域の担い手である家族農業経営が将来にわたり安心して営農が続けられるよう、下記の 3 項目について十分配慮するよう求める。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 31 発議第 9 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 31、発議第 9 号、森林・林業・木材産業施設の積極的な展開に関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○3 番（安藤辰行君） 議長、安藤。

○議長（能登谷正人君） 安藤君。

○3番（安藤辰行君） 発議第9号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について、提出者を代表し提案説明をいたします。

近年地球温暖化が深刻な環境問題となっており、森林や木材が果たす役割が重要となっているところでありますが、経済の低迷により、北海道の林業、木材産業は深刻な状況にあります。このような中、地域の特性に応じた森林の整備、保全を推進し、林業、木材産業の振興を図り、山村地域を活性化していくためには森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、森林、林業の再生を推進することが重要であります。

以上のことから7項目を要望事項とし、意見を提出するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声なし）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第32 総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会の請願に係る 閉会中の継続審査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第32、総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会の請願にかかわる閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。総務経済常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長から付託を受けた請願の審査について会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査を行いたい旨の申出書が提出されております。申出書は、それぞれのお手元に印刷配付のとおりであります。

お諮りいたします。総務経済常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 日程第 3 3 総務経済常任委員会、文教厚生常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第 33、総務経済常任委員会、文教厚生常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。総務経済常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、及び議会運営委員会委員長から所定事務のうち会議規則第 73 条の規定により特定調査事項について閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。

申出書は、それぞれお手元に印刷配付のとおりであります。

お諮りいたします。総務経済常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 町長挨拶

○議長（能登谷正人君） 町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 本年最終の議会となりました、第 4 回定例会を終了するに当たり、お許しをいただきましたので、お礼のご挨拶を申し上げさせていただきたいと存じます。10 月 23 日に町長に就任し、今日で 52 日目を迎えましたが、あっという間の 52 日間でありました。この間、議員皆様方のご指導とご協力によりまして町政を進ませていただきましたことにまずお礼を申し上げたいと存じます。本定例会にご提案申し上げました各議案につきましては、議員各位の温かいご理解のもと委員会に付託をされた再任用条例を除き、原案通り可決をご承認をいただき感謝を申し上げますとともに一般質問及び議案審議に通じて議員各位からいただきました多くのご意見、ご提言は、これを真摯に受け止め、町政執行に生かしてまいります。

今、過ぎようとする平成 25 年を振り返りますと、1 月 11 日、政府は円高、デフレ不況からの脱却の一弾と位置付ける日本経済再生に向けた緊急経済対策を決定。1 月 22 日、日銀は金融政策決定会合を開き、物価上昇率を前年比 2 %とする目標の導入を決め大規模な緩和政策を転換をいたしました。しかし、地方にいる私どもにはまだまだ実感がわからないのが実態ではないでしょうか。3 月 15 日、日本は、TPP 環太平洋連携協定交渉参加を表明をいたしました。7 月から交渉参加しておりますが、今後農漁業をはじめとする各種産業で関税撤廃による影響がどう出てくるのかが国民に大きな関心を持って見守っているところでございます。明るい話題としては、2020 年夏季五輪開催都市に 9 月 7 日の IOC 総

会で東京が選出され、56年ぶりの東京オリンピック開催が決定をされました。沈んでいた国民の気持ちも少しは夢を持つことになったのかなと思います。そして、経済への波及効果が期待されているところですが、東京に集中し、地方が置き去りにならないかと懸念をされております。日本全体が景気回復に進むことを切に望むものであります。北海道新幹線函館開業も2年4カ月を切り、道民の悲願が実現身を帯びて参りました。昨年6月29日に、札幌延伸の認可がされて以来、本年3月には北斗市の村山トンネル工事が発注されています。いよいよ八雲町内での工事発注がされることになりました。立岩トンネル工事として17キロのうち5,020メートルについて12月10日に入札告示をされ、来年3月中旬に契約予定となり、8年間の工期で進められるとのことであり、今後新幹線開業に向け、八雲町としてのまちづくりが大変重要になってきます。

八雲町にあっては、時代を担う子供たちが安心して勉学に励んでいただくため進めていた八雲小学校の全面改築も完成をされ、新校舎から子供たちの元気な声が聞こえ、私も元気をいただいているところであります。そして、地域センター病院として八雲総合病院精神科病棟の改築も完成をし、また、本定例会で、補正予算の承認をいただき、いよいよ本館棟の全面改築も具体的になりましたことは、議員各位の温かいご理解によるものであり心から感謝を申し上げる次第であります。観光と物産を切り口とし、交流人口の拡大による新しいまちづくりの拠点施設として整備をしてきた情報交流物産館も12月4日を完成とし、年明けの1月12日プレイオープン、4月グランドオープンの運びとなり、農林水産業及び製造から販売に至る各種業者間の連携によって八雲町の躍進が期待をされております。議員各位のご理解、ご支援をお願いを申し上げる次第であります。その他各分野において協働のまちづくりに役割分担をお願いしながら、共に知恵を出し合い、対話を通じ夢と活気あふれる町をめざし、道南北部の中心都市、八雲町として取り組んでまいりたいと存じます。

この1年間議員各位には大変ご高配を賜り、どうぞ議員各位におかれましてはご健康にご猶予され、ご家族ともども良いお年を迎えられ、来る年もまた町民の幸せのためご活躍をくださいますよう、そして変わらぬご支援をお願い申し上げ、誠に簡単ではありますが挨拶といたします。この1年間本当にありがとうございました。

◎ 議長挨拶

○議長（能登谷正人君） この際、私からも閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

10月の改選後、初めてとなる本定例会は去る12月10日に開会以来、本日までの4日間にわたり条例の制定と改正、各会計補正予算、町民からの請願書、及び議員発議による意見書など、数多くの議案が上程され、特に総合病院本館棟改築等に関係する病院事業会計補正予算については、慎重審議を要することから特別委員会を設置するなど終始熱心にご審議を賜り、無事閉会の運びとなりましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。改めて議員各位並びに町理事者各位のご協力に対しまして、議長として衷心より感謝申し上げます。

げる次第でございます。

町長はじめ、町理事者各位におかれましては、本定例会において成立をいたしました条例、予算の執行に当たりましては、審議の過程において各議員から述べられました意見、提言につきましては、十分に尊重され今後の町政執行に十分反映されますようお願いを申し上げます。

寒さも一段と厳しくなり、本年も余すところ後わずかとなり、慌ただしい時期を迎えますが、この1年間、議会に寄せられました関係各位のご懇情ご協力に対し、深く感謝を申し上げますとともに議員並びに当局職員皆様におかれましては健康には十分ご留意をいただき、明るい新年を迎えになられますようご祈念を申し上げます。

今後も町政発展のため、一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、誠に簡単楚辞ではございますが、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 閉会の議決・宣言

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本定例会に付議を予定されました案件はすべて議了いたしました。

よって、会期中ですが、会議規則第6条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、平成25年第4回八雲町議会定例会を閉会することに決定いたしました。

〔閉会 午後4時55分〕

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 能登谷 正 人

署 名 議 員 三 澤 公 雄

署 名 議 員 千 葉 隆